令和８年（フ）第１８０号
愛知県稲沢市朝府町17番２―112号
債務者　井奥　　廉
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　静香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１２７３号
千葉県市川市鬼高３丁目11番５号　（アップルハイツ１Ｆ）
債務者　田崎　義勝
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中易　憲隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６１号
長野県木曽郡大桑村大字野尻1786番地１
債務者　井上　美香
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊森　裕太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第９７号
茨城県神栖市大野原一丁目16番19号　エミネンスＡ―102
債務者　根本　由紀
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷本　雅晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第４９９号
埼玉県所沢市大字上山口1835番地の１
債務者　白井　一之
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田弘太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５０号
愛知県江南市田代町南出264番地
債務者　竹島　裕平
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　育良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第６２５号
京都市山科区小山中島町21番地１
債務者　圓山　茂樹
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１３６６号
札幌市豊平区平岸８条12丁目３番70―505号
債務者　佐藤　吉文
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４８０号
栃木県宇都宮市平松本町372番地２　メゾンライトピュア202、前住所栃木県宇都宮市雀の宮７丁目23番40号　サンロイヤルⅡ202
債務者　尾田　　訓
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田弘太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３９１５号
大阪府門真市泉町10番３号
債務者　児玉順吉こと　兒玉　順吉
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９５号
兵庫県尼崎市大庄西町２丁目21番８号　243号
債務者　高村　寛和
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古本　　遥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第５８号
北海道北見市幸町４丁目２番４号　ハイツサニーヒルⅢ102号
債務者　成田　勇太
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第９８１号
埼玉県戸田市美女木４丁目17番地の24　レジデンス美女木401号室
債務者　岡　なつき
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０２０号
埼玉県戸田市本町２丁目５番３号　Ｌｅ・ｌｉｅｎ戸田公園305号室
債務者　三浦　一行
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０５５号
埼玉県和光市西大和団地３番４号404
債務者　山下　義彦
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３５号
埼玉県戸田市川岸３丁目５番14―407号
債務者　立花　博行
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４４８号
埼玉県草加市青柳６丁目50番10号　有限会社拓新建設内
債務者　梅原　　清
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係